

**令和5(2023)年度固定資産税・都市計画税(家屋)に係る
登記通知の処理漏れについて**

2023年6月14日
郡山市税務部
資産税課
課長 小野 浩幸
TEL：924-2091

令和5(2023)年度固定資産税・都市計画税の賦課について、登記通知の処理漏れ(1件)が判明しました。

対象となる納税義務者には心からお詫び申し上げますとともに、今後このようなことが無いようチェック体制を強化し、適正な事務処理と再発防止に努めてまいります。

1 判明の経緯

5月15日(月)に令和5年度固定資産税・都市計画税に係る納税通知書を発送したが、その後、5月22日(月)に納税通知書受領者(前所有者)が来庁し「昨年中に所有権移転登記を行った家屋に係る納税通知書が届いた」との申し出があり、登記通知を確認したところ処理漏れが判明した。

2 内容

固定資産税・都市計画税の賦課については、法務局から通知される登記通知の所有者氏名・住所変更、所有権移転等の情報を「固定資産評価システム」により管理しているが、当該事案は、昨年中の同じ日を原因日とする、①登記名義人住所、氏名変更、②所有権移転の2つの登記がなされた家屋であるにもかかわらず、①のみを処理し、②の前所有者から現所有者への所有権移転に係る処理を遺漏した。

また、システム処理後には、入力した職員とは別の職員が確認するダブルチェック体制としていたが、そのチェックにおいても処理漏れを覚知できなかった。

3 対応

- ・前所有者には5月22日(月)、判明後直ちに謝罪し、納税通知書を回収した。
- ・現所有者には6月12日(月)、自宅訪問謝罪し、内容説明の上、「税額更正通知書」と「納付書」を手渡した。

4 再発防止策

登記通知の処理漏れは、税務行政の信頼を大きく失墜させるものであることを深く認識し、システム入力後のダブルチェック体制のさらなる徹底を図るとともに、より効果的かつ適正な事務処理体制を構築する。